

那珂川町体育施設 指定管理者募集要項

令和 8 年 9 月

那珂川町教育委員会

目 次

1	指定管理者が管理運営する施設の概要	1
2	指定の期間	1
3	指定管理者が行う業務	2
4	利用料金に関する事項	3
5	管理運営に要する経費	4
6	自主事業について	6
7	業務分担	6
8	応募資格	6
9	現地説明会	7
10	申請書類	8
11	募集要項に関する質問及び回答	9
12	公募、選定のスケジュール	10
13	応募者による提案	10
14	審査及び選定に関する事項	11

添付資料

那珂川町体育施設指定管理業務仕様書

申請書類等（様式第1号～様式第8号）

問い合わせ先・書類提出先

〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭 555 番地

那珂川町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係

TEL 0287-92-1135 FAX 0287-92-3039

E-mail : ssports@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

那珂川町ホームページ : <http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp>

※ この募集要項は、ホームページからダウンロードすることもできます。
また、生涯学習課に備え置いてあります。

那珂川町体育施設指定管理者募集要項

那珂川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、民間事業者の専門性や創意工夫を活かすことにより、住民サービスの向上と経費の節減を図るとともに、効率的かつ効果的な運用を図ることを目的として、那珂川町体育施設指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）により次の当該施設を管理する指定管理者（施設の管理運営を行う事業者）を募集する。

1 指定管理者が管理運営する施設の概要

(1) 設置目的

子どもから高齢者まで誰もが身近に利用でき、スポーツ、学校授業、各種教室を開催することにより、町民の生涯スポーツの振興と健康づくりに寄与することを目的とする。

(2) 施設の概要

これらの施設すべてを一括で管理運営する。（詳細については、別紙「那珂川町体育施設指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり」

	施設名称	所在地	備 考
1	那珂川町屋内水泳場	那珂川町小川 1243-2	
2	那珂川町小川庭球場	那珂川町小川 1243-2	

2 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、下記に掲げる業務とする。(詳細については、仕様書のとおり)

(1) 現指定管理者からの業務の引継ぎ

新たに指定管理者となる者は、指定期間開始後の施設の管理運営を円滑に行うため、現指定管理者から必要な業務の引継ぎを受けるものとする。

引継ぎに当たっては、現指定管理者と十分に協議・調整を行い、施設の管理運営、利用者への対応、施設・設備及び備品の状況、利用予約、利用料金、各種関係書類その他管理運営に必要な事項について、遺漏のないよう引継ぎを行うものとする。

また、新たに指定管理者となる者は、教育委員会及び現指定管理者と協力し、指定管理業務の開始に支障が生じないように、必要な引継ぎ及び準備を行うものとする。

なお、引継ぎに要する費用は、新たに指定管理者となる者の負担とする。

(2) 那珂川町屋内水泳場の指定管理業務

業務の詳細については、「仕様書」のとおりとする。なお、管理運営に係る業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、部分的な業務については、専門の事業者へ教育委員会の承認を受けたうえで再委託することは可能とする。

また、業務報告書等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は、指示等を行い、改善が見られないときは指定を取り消すことがある。

(3) 小川庭球場に関する業務

- ① 利用の受付、許可、取り消しなど利用に関すること
- ② 利用料金の徴収に関すること
- ③ 施設・設備の維持保守管理に関すること
- ④ 付属施設・設備の維持保守管理に関すること
- ⑤ 事故防止及び早期発見のための施設の巡回
- ⑥ 駐車場の管理に関すること
- ⑦ その他運営に伴う業務

(4) その他の業務

- ① 事業報告書等の作成
- ② 個人情報保護等の措置
- ③ 教育委員会等関係機関との連絡調整
- ④ その他日常業務の調整

4 利用料金に関する事項

(1) 利用料金制度

地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができる。なお、利用料金の収入実績が見込みを下回った場合でも、教育委員会が特段の事情があると認めない限り、補填は行わない。ただし、教育委員会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 利用料金の設定

利用料金については、那珂川町体育施設条例（以下「条例」という。）で定める額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て設定することとなる。

利用料金の設定に当たっては、町民の利用促進及び利用者の負担軽減を図るため、現行の利用料金を維持するものとする。

(3) 利用料金の減免

条例の定めるところに従い、利用料金を減免できるものとする。なお、実施にあたっては、教育委員会の承認が必要となる。

(4) 学校等の利用

この施設のプールは、学校等での授業での使用を予定しているため、管理運営にあたり学校の利用が優先となる。学校等が授業で使用するときは、原則として施設の一般利用はできないものとする。

なお、町内の学校授業で利用する場合は、利用料金の徴収はしない。

(5) 前受金の引継ぎ

指定期間中に収受した利用料金のうち、指定期間満了日の翌日以降の使用に係るものについては、預かり金として処理し、次の指定管理者または那珂川町に引き継ぐこととする。ただし、回数券等の個人使用料はその限りではない。

(6) 現指定管理者が販売した回数券・定期券・無料券・招待券の取扱い

現指定管理者が指定期間終了前に販売・配布した回数券・定期券・無料券・招待券については、指定管理者の変更後においても、当該回数券に記載された有効期間内に限り、新たな指定管理者が管理する本施設において引き続き利用できるものとする。

なお、当該回数券の販売に係る利用料金収入は現指定管理者に帰属するものとし、指定管理者の変更後に当該回数券が利用された場合においても、現指定管理者の収入として取り扱うものとする。

また、新たな指定管理者は、現指定管理者が販売・配布した回数券・定期券・無料券・招待券について、利用者から提示された場合には、当該回数券の有効性を確認のうえ利用を認めるものとする。

5 管理運営に要する経費

(1) 指定管理料

- ① 施設の管理運営に係る支出経費から利用料金及び事業収入等を差し引いた額を指定管理料とするが、応募者は、自主事業で得た利益を指定管理料の縮減に充てることができる。
- ② 指定期間5年間の指定管理料の提案上限額は、370,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）を基準とするが、応募者が事業計画書、収支計画書により提案すること。また、提案額は、指定期間における指定管理料の上限額とし、各年度の指定管理料は指定管理者の提案額を基準に、教育委員会と指定管理者が協議を行い、年度ごとに決定する。
なお、指定管理料の縮減については、審査の重要項目とする。
- ③ 指定管理料には、人件費、管理費（光熱水費を含む）、事務費等の体育施設等の管理運営にかかるすべての費用を含むものとする。
- ④ 上記の金額は消費税を含むものとし、今後消費税率が改正された場合は、改正後の消費税率を適用した金額とする。
- ⑤ 収支計画書作成にあたり、管理費のうち光熱水費については、22,921千円を計上すること。
- ⑥ 管理運営業務を仕様書及び指定管理者の事業計画に基づき実施する中で、経費の縮減等指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めない。ただし、剰余金を利用者サービス向上に役立てる方法についての提案があれば積極的に行うこと。
- ⑦ 指定管理者の運営に起因して不足額が生じた場合は、原則として補填は行わない。ただし、物価の急激な変動による価格高騰などやむを得ない場合は、別途協議する。
- ⑧ 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者からの請求に基づき分割して支払うこととする。なお、支払い方法・回数等については教育委員会と指定管理者で協議のうえ定める。
- ⑨ 指定管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、必要な帳簿を作成し、団体等自体の口座とは別に指定管理業務に係る専用口座を開設し、管理すること。
- ⑩ トレーニング機器に関しては、新たに指定管理者が用意するものとする。その費用は指定管理料に含むものとする。

(2) 修繕・改修等

- ① 管理施設の修繕等については、原則として1か所につき50万円（消費税及び地方消費税を含まない）以上のものについては、教育委員会の費用と責

任において実施するものとし、1か所につき50万円（消費税及び地方消費税を含まない）未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施するものとする。なお、教育委員会が行う修繕等は、予算の範囲内で可能なものとなる。

② 修繕等により生じた更新施設等は、すべて教育委員会に帰属する。

(3) 備品等

① 指定管理者は、教育委員会の所有に属する物品については、那珂川町物品管理規則の規定に準じて備品台帳を備え、毎年度調整する。

② 教育委員会が所有する備品等は、指定期間中無償で貸与する。

③ 指定管理者は、指定期間中、備品等を常に良好に保つものとし、故意又は過失により備品を滅失し、又は毀損したときは賠償すること。

④ 指定管理料によって備品等の購入又は調達が定められているときは、購入又は調達した備品等は、教育委員会の所有に属する。

⑤ 指定管理者は、管理運営業務等のために必要な備品等を自己の費用により購入又は調達し、管理業務等の実施のために供することができるものとする。

⑥ 指定期間が満了したときは、教育委員会が貸与した備品等（④の備品等を含む。）については、教育委員会又は教育委員会が指定するものに引き継ぐものとする。また、指定管理者が購入又は調達した物品等は、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとするが、管理業務等の期間終了後に備品等を無償で教育委員会に引き継ぐことができるものとする。

(4) 事故・火災等

① 施設そのものの欠陥や地震等の天災等により事故・火災等が発生した場合、当該事故等の処理に要する費用については、教育委員会の負担とする。

② 指定管理者の故意又は過失により、教育委員会又は第三者に損害を与えた場合、その賠償費用は指定管理者の負担とする。

(5) リスク分担

管理業務に係るリスク分担は、別表のとおりとする。

6 自主事業について

指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するために、本施設を活用し自主事業を実施することができる。なお、実施に当たっては、事前に教育委員会の承認が必要となる。

自主事業については、審査の重要項目とする。

- ① 自主事業とは、指定管理者が施設内においてスポーツの教室、その他様々な事業を開催し、条例で定める利用料金以外の料金を利用者から徴収するなどして収入を得る事業を言う。
- ② 自主事業の実施により収入を得た場合、その収入は指定管理者に帰属する。
なお、実施に要する経費は指定管理料には含まない。
- ③ 自主事業実施の可否は、施設の設置目的に照らして判断することとなるが、設置目的を踏まえてふさわしくないと判断される事業の場合は、実施を承認しないことがある。
- ④ 自主事業実施の際の施設使用料は免除とするが、本来業務（指定管理業務）に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善、中止等を命じる場合がある。

7 業務分担

指定管理者と教育委員会の主な業務分担は、業務分担表によるものとする。

8 応募資格

申請者は、「法人」又は「複数の法人その他の団体で構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）（以下「法人等」という。）で、次の要件を満たすものとする。ただし、共同事業体の場合は、下記の要件を満たす構成員が含まれていることとする。

- (1) 栃木県・茨城県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県に本社及び営業所等を有する法人等。
- (2) 仕様書に定めている業務を確実、円滑に遂行できる実施体制を有し、かつ業務を継続的・安定的に実施できる人材を有する法人等。
- (3) 類似施設で屋内温水プールの管理実績があること。
- (4) プール衛生管理者又はプール施設管理士等の資格及びプールにおける救助等の資格、プール及びトレーニングジムにおける指導、防火管理者、危険物取扱者など、本施設の管理運営に必要となる有資格者を配置できる法人等であること。
- (5) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）への加入の必要がある場合、必要な手続きを全て履行している法人等

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (6) 次に該当する法人等は応募することができない。
- ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者。
 - ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年政令第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、町もしくは他の地方公共団体から指定管理者に係る業務の全部もしくは一部の取り消しを受けたことがある者
 - ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）及びそれらの利益となる活動を行う者
 - ⑥ 国税及び地方税を滞納している者
 - ⑦ 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする者
- ※ 複数の法人等により構成された共同事業体で応募する場合は、共同事業体の代表者を定め、応募に関する事務はすべて代表者を通じて行うこととする。
- (7) 現地説明会に出席した団体であること。

9 現地説明会

(1) 現地説明会の開催

次のとおり説明会を開催する。応募予定団体は必ず出席すること。

- ① 日 時 令和 8 年 10 月 8 日（木）13 時 30 分から
- ② 場 所 那珂川町小川 1243-2 那珂川町屋内水泳場
- ③ 参加者 参加される法人等 1 団体 2 名までとします。

(2) 現地説明会の参加受付

現地説明会への参加を希望される法人等は、事前に申し込みをすることとする。申し込みは、生涯学習課窓口及び郵送、またはメールで受け付ける。電話及び F A X では受け付けない。

- ① 受付期間 令和 8 年 9 月 29 日（火）から令和 8 年 10 月 7 日（水）
- ② 受 付 先 那珂川町教育委員会生涯学習課スポーツ振興係

10 申請書類

- (1) 指定管理の指定を受けようとする者は、下記の書類を申請期間内に提出すること。提出部数は、原本１部、副本（コピー）１０部とする。

なお、教育委員会が必要とする場合には、追加書類の提出を求める場合がある。また、提出された書類は返却しない。

① 指定管理者指定申請書

（那珂川町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則（平成２５年那珂川町規則第１１号）様式第１号）

② 那珂川町体育施設に関する事業計画書

（那珂川町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則（平成２５年那珂川町規則第１１号）様式第２号）

③ 那珂川町体育施設管理に関する業務の収支予算書

（那珂川町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則（平成２５年那珂川町規則第１１号）様式第３号）

④ 定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては会則等）

⑤ 直近２事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録、その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類

⑥ 国税・地方税の納税証明書。納税義務がない場合は、その理由を記した申立書

⑦ 本業務の実施に必要な営業許可・認可、団体の有する資格及び免許の写し

⑧ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会等が必要と認める書類

※留意事項

- ・ １申請者につき１申請とします。
- ・ 共同事業体で申請する場合、代表者を定めることとする。なお、申請後において代表者及び構成団体の変更は原則として認めない。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと教育委員会が認めた場合はこの限りではない。
- ・ 申請書類のうち、事業計画書は５０ページ以内とする。
- ・ やむを得ないものを除き、申請書類は原則Ａ４判とする。
- ・ 申請の撤回・再提出及び申請書類の修正は認めない。
- ・ 申請書類を提出したあとに辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・ 申請書類は、選定を行うために必要な範囲内で複製を作成することがある。
- ・ 申請団体から提出された申請書類の著作権は、申請団体に帰属する。ただし、指定管理者に指定された団体の申請書類については、教育委員会がその全部又は一部を無償で使用できるものとする。

- ・申請書類の提出に要する経費は、すべて申請者の負担とする。
- ・申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- ・申請書類は、那珂川町情報公開条例及び那珂川町個人情報保護条例により、個人情報、法人情報などで非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となる。

(2) 申請期間

令和8年10月26日（月）から10月30日（金）

(3) 提出方法

那珂川町教育委員会生涯学習課に提出すること。郵便、宅配便等により送付することも可能とするが、郵便等の事故により期限までに届かなかった場合は無効となるので注意すること。

郵送等の場合は、令和8年10月30日（金）必着とする。

(4) 受付時間（持参の場合）

平日の午前9時から午後4時30分までの間に、那珂川町教育委員会生涯学習課に提出すること。なお、最終日の受付時間は午後5時までとする。

11 募集事項に関する質問及び回答

(1) 質問

募集要項の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。質問事項のほかに、法人等の名称、住所、担当者の所属・氏名、電話番号を記入すること。

① 受付時間 令和8年9月29日（火）から10月9日（金）午後5時15分までとする。

② 受付方法 募集要項の様式によりFAXまたはメールで提出

③ 受付先 那珂川町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係

FAX：0287-92-3039

E-mail：ssports@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

(2) 回答

回答は、応募予定者全員にその内容をFAX又はメールで通知する。

回答予定日 令和8年10月14日（水）

※ 回答にあたっては、質問を行った法人等の名称は公表しない。

意見の表明と解されるものについては、回答しないことがある。

12 公募、選定のスケジュール

(1) 募集要項の配布	令和8年 9月29日～10月 7日
(2) 現地説明会参加受付	令和8年 9月29日～10月 7日
(3) 現地説明会の開催	令和8年10月 8日
(4) 質問の受付	令和8年 9月29日～10月 9日
(5) 質問の回答	令和8年10月14日
(6) 応募申請書の提出期限	令和8年10月26日～10月30日
(7) 審査（プレゼン・選定委員会）	令和8年11月 9日
(8) 指定管理者候補者の選定	令和8年11月13日
(9) 選定結果の通知及び公表	令和8年11月13日
(10) 指定管理者の指定	令和8年12月
(11) 協定書締結	令和9年 1月
(12) 業務の引継ぎ	令和9年 1月～
(13) 指定管理業務開始	令和9年 4月 1日

13 応募者による提案

応募者は次に掲げる事項について、事業計画書（様式第2号）により提案すること。

- (1) 施設の設置目的等を踏まえた管理運営の基本的な考え方、施設の平等な利用の確保の手法
- (2) 施設の運営について
 - ① 利用者のサービスを向上させるための具体的な方策
利用者の要望の把握方法等
 - ② 利用者増のための考え方
自主事業、広報計画等
 - ③ 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
 - ④ 学校授業利用時のプール管理や学校支援、施設の運営方針
 - ⑤ 地域・地元との連携、他施設との連携など
- (3) 施設の適切な維持管理を図る方策
 - ① 適正な財政規模及び経営規模
 - ② 類似施設の実績と成果
 - ③ 施設設備・備品等の管理方法について
 - ④ 第三者業務委託の考え方

(4) 施設の安全管理

①施設での事故防止について

(5) 個人情報保護の考え方について

- ① 施設の管理運営体制等について
- ② 役割分担・責任体制の考え方等
- ③ 職員の配置と勤務体制について
- ④ 職員の研修計画について

(7) 緊急時の対策について

(8) 法人等の理念について

(9) その他サービス向上策について

※ 提案内容の取扱い

教育委員会は、指定管理者が応募時に提案した内容を最大限尊重するが、事前協議のなかで、提案内容の変更や提案事業の中止等を指示する場合がある。このことは、指定期間中であっても同様とする。

提案内容の変更や提案事業の中止等の影響が指定管理料に及ぶ場合は、指定管理者と協議のうえ、指定管理料を変更することがある。

14 審査及び選定に関する事項

指定管理者の候補者の選定は、那珂川町生涯学習施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選考する。

(1) 資格審査

指定管理者指定申請書の提出後、応募資格要件等を満たしているかどうか、生涯学習課において資格審査を行う。

(2) 選定委員会

指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、選定委員会を開催し、書類審査及び申請者からの事業計画等の説明を受けて審査を行う。

(3) 選定の方法

選定基準による評価項目について点数化し、選定委員会の委員（以下「選定委員」という）の合計点数が最も高くなる団体を相手方として選定する「評価点数方式」を採用する予定。

なお、選定にあたっては、選定委員に対し、プレゼンテーションを行う予定。プレゼンテーションは非公開とし11月9日（月）を予定しておりますが、詳細については、申請書類受理後に別途連絡する。

(4) 選定の基準

- ① 事業計画書及び法人等の活動内容が、施設の設置目的に沿った内容であ

り、利用者が安全で安心して利用できるとともに、利用者の平等な利用の確保及び満足度の高いサービスを提供できること。

② 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであること。

③ 収支計画の内容が、施設の適切な維持及び管理に係る経費の縮減を図るものであること。

④ 事業計画に沿った管理を安定して行う人員、資産その他能力を有しているか、又は確保できる見込みであること。

⑤ 管理運営業務に関し、知り得た個人情報の適切な取り扱いを確保するための措置が講じられていること。

⑥ 利用者の声が反映され、適切な管理が行えること。

⑦ 魅力ある自主事業を実施するなど、町民の生涯スポーツや健康増進、交流に寄与する施設運営であること。

(5) 選定結果の通知及び公表について

選定結果については、すべての申請者に文書で通知する（様式第4号）。

また、本募集要項、選定基準、選定結果その他指定管理者の募集及び選定に関する事項については、必要に応じて那珂川町議会へ報告するとともに、那珂川町ホームページ等において公表するものとする。

なお、公表にあたっては、那珂川町情報公開条例その他関係法令に基づき、応募者の法人情報その他の非公開情報について適切に取り扱うものとする。

(6) 指定手続きについて

指定管理者の候補者に選定された法人等は、地方自治法の規定に基づき議会の議決を経て指定管理者として指定する。指定を受けた指定管理者は、管理を開始するまでに教育委員会との協議を経て協定書を締結する。

(7) その他

選定委員会による審査後、指定管理者に選定され、議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事由が判明したときは、指定管理者に指定しないことがある。

なお、議会の議決が得られなかった場合、又は否決された場合においても、指定管理の準備のために支出した費用については一切補償しない。